

令和4年7月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4件
(うちガストーチ2件、迅速継手(都市ガス用)1件、
ガス栓(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うちヘアドライヤー1件、脚立(アルミニウム合金製)1件、
電気洗濯機1件、タブレット端末1件、車いす1件、
取っ手(鍋用、着脱式)1件、電気掃除機(充電式)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：石田、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200288	令和4年6月21日	令和4年7月19日	ヘアドライヤー	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和4年7月22日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年7月6 日
A202200289	令和4年6月15日	令和4年7月19日	脚立(アルミニウム 合金製)	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年7月13 日
A202200291	令和4年7月9日	令和4年7月19日	電気洗濯機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該 製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
A202200293	令和4年6月13日	令和4年7月20日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を 調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年7月11 日
A202200294	令和4年7月8日	令和4年7月20日	車いす	重傷1名	介助者が当該製品に使用者を乗せてスロープを下っている際 に、転倒し、使用者が負傷した。当該製品に起因するの、他の 要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202200295	令和4年5月25日	令和4年7月20日	取っ手(鍋用、着脱 式)	重傷1名	当該製品を装着した鍋で調理後、当該製品を持って鍋を移動さ せたところ、当該製品が折れ、内容物が右手にかかり、火傷を 負った。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原 因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年7月13 日
A202200296	令和4年6月6日	令和4年7月20日	電気掃除機(充電 式)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和4年7月13 日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし